

2012年8月21日

株式会社ニラク 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2012年8月21日 から 2015年3月31日 まで

2 内 容

目標1	男性の育児休業取得率を向上させるよう社内制度等を見直し、期間内に2名以上取得すること。
-----	---

<対策> (2012年8月21日)から 配偶者の出産情報報告の徹底を図り、個別案内を実施する。
(2015年3月31日)まで 短期間からの育児休業取得可能を案内し、取得促進のため社内支援制度の強化を図る。

目標2	子育てする従業員が、所定労働時間に対する始業・終業時刻の繰上げまたは繰り下げの制度を導入する。
-----	---

<対策> (2012年8月21日)から 具体的な繰上げ・繰り下げ幅の時間数や希望する利用期間等を調査・検討し、短時間勤務とは別に勤務体系を可能とすることで利用しやすい制度を就業規則に制定する。
(2015年3月31日)まで

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（１）計画期間、（２）目標、（３）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

厚生労働省ホームページ

「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について」より

◇会社のホームページに「株式会社ニラク 行動計画」を掲載し公表しています。